

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	公立高等学校における高等学校等就学支援金の支給に関する事務に係る重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三重県教育委員会は、公立高等学校における高等学校等就学支援金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

三重県教育委員会

公表日

令和6年3月7日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公立高等学校における高等学校等就学支援金の支給に関する事務
②事務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・公立高校に通う生徒で、保護者等の所得制限基準等を満たすものに対し、授業料相当分を支給する。 ・保護者等の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額、市町村民税の課税標準額及び調整控除の額等を確認するために、情報提供ネットワークを通じて各種所得情報等を照会し、受給資格の認定を行う。
③対象人数	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[10万人以上30万人未満]</div> <div style="text-align: center;"> <p><選択肢></p> <p>1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満</p> <p>3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p> </div> </div>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	高等学校等就学支援金オンライン申請システム(以下「e-Shien」という。)
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・就学支援金の支給に関する法律等に基づき、都道府県の教育委員会／知事部局が学校に在学する支給対象の生徒に就学支援金を支給する事務を実施するために必要となる機能を備える。 ・就学支援金の支給対象者である生徒の情報を管理する。 ・税額情報等照会の対象者(保護者等)の情報を管理し、保護者等を一意に特定するID(個人番号ではなく、本システム固有のID)を発番し、情報照会対象者(保護者等)の一覧を出力する。 ・情報提供ネットワークシステムを利用して取得した保護者等の税額情報等を取り込み、受給資格の審査を行う。 ・審査結果に基づき、受給資格を認定する通知書等を出力する。 <p>※三重県教育委員会がe-Shienに登録、参照する項目に個人番号は含まない。</p>
③他のシステムとの接続	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</div> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</div> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</div> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</div> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 宛名システム等</div> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 税務システム</div> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> その他 ()</div> </div>
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1. 団体内統合宛名番号付番機能 <ul style="list-style-type: none"> ・新規に団体内統合宛名番号を付番する機能。 ・団体内統合宛名番号、個人番号などの宛名情報を紐付けて管理する機能。 2. 中間サーバー連携機能 <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーへ団体内統合宛名番号の登録及び符号取得依頼を行う機能。 ・中間サーバーからの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報等を通知する機能。 ・中間サーバーへ情報照会及び特定個人情報を提供する機能。
③他のシステムとの接続	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</div> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</div> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</div> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</div> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 宛名システム等</div> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 税務システム</div> <div style="width: 50%;"><input checked="" type="checkbox"/> その他 (中間サーバー)</div> </div>

システム3									
①システムの名称	中間サーバー								
②システムの機能	<p>1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>8. セキュリティ管理機能 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS配信マスター情報を管理する機能。</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制限を行う機能。</p> <p>10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期間切れの情報の削除を行う機能。</p>								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> その他 (</td> <td style="border: none;">)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()								
システム4									
①システムの名称	三重県高等学校等就学支援金番号制度連携システム								
②システムの機能	<p>e-Shienと統合宛名管理システムとのデータ連携を行う。</p> <p>1. システム間連携機能 中間サーバー、e-Shien、統合宛名管理システム間の情報連携を行う機能</p> <p>2. 情報照会機能 特定個人情報の照会を行う機能</p>								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="border: none;"><input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input checked="" type="checkbox"/> その他 (中間サーバー</td> <td style="border: none;">)</td> </tr> </table>	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input checked="" type="checkbox"/> その他 (中間サーバー)
<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input checked="" type="checkbox"/> その他 (中間サーバー)								
システム6～10									
システム11～15									
システム16～20									
3. 特定個人情報ファイル名									
1. 高等学校等就学支援金特定個人情報ファイル、2. 高等学校等就学支援金連携ツール									

4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第一の122の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第66条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">[</div> <div style="margin-right: 10px;">実施する</div> <div style="margin-right: 10px;">]</div> <div style="margin-left: 20px;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> </div>
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第二 113の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第58条各号
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	三重県教育委員会事務局教育財務課
②所属長の役職名	課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
1. 高等学校等就学支援金特定個人情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	三重県内の公立の高等学校等に在籍する生徒等の保護者等
その必要性	就学支援金に関する事務において、支給額の決定に当たり、申請者の保護者(親権者又は主たる生計維持者のほか、その他保護者と同一にみなすもの)について、所得等状況を確認する必要があるため(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年3月31日法律第18号)第3条第1項及び第3条第2項第3号)
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、その他識別情報(内部番号): 対象者を正確に特定するために保有 ・4情報: 対象者を正確に特定するために保有 ・連絡先: 生徒や保護者への連絡のために保有 ・地方税関係情報: 保護者等の所得情報を基に、就学支援金の支給を受ける資格を有することを判定するために保有 ・生活保護・社会福祉関係情報: 保護者等の生活保護関係情報を基に、就学支援金の支給を受ける資格を有することを判定するために保有 ・学校・教育関係情報: 対象者の在籍する学校情報を特定するために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	令和元年7月
⑥事務担当部署	三重県教育委員会事務局教育財務課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (市区町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	就学支援金の支給認定のため	
④使用の主体	使用部署	三重県教育委員会事務局教育財務課(委託先含む)
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		【就学支援金の支給認定に関する事務】 ・地方税関係情報等から就学支援金の受給資格を審査する。
	情報の突合	・受給者である申請者本人の申請内容と、保護者の地方税関係情報等に基づき、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第5条の基準に照らし、就学支援金を支給する。なお、申請者に保護者がいない場合は、生徒本人の地方税関係情報等に基づき判断する。 ・必要に応じて、保護者等の基本4情報を基に地方公共団体情報システム機構から個人番号を取得し、提出された個人番号に誤りがないことを確認する。
⑥使用開始日	令和1年7月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する] <選択肢> () 1) 委託する 2) 委託しない () 1) 件	
委託事項1	就学支援金事務の支援委託	
①委託内容	情報連携を行うため、申請者から提出された特定個人情報のデータ化を委託	
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	一般競争入札により決定予定(再委託は行わない予定)	
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [O] 行っていない
提供先1	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<p><業務担当課における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・操作端末はデータ暗号化のうえ、ワイヤーロックにより盗難対策を行う。また、生体認証によるログイン制御を行う。 ・外部記憶媒体は指紋認証・パスワードロック機能付きとし、施錠されたキャビネットに保管する。 <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体内統合宛名システムはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

- ・生徒氏名
- ・生徒氏名(ふりがな)
- ・生徒の生年月日
- ・生徒の住所
- ・生徒が在学する学校の名称
- ・学校種・課程
- ・学校の在学期間
- ・取得単位数
- ・保護者等の氏名
- ・保護者等の氏名(ふりがな)
- ・保護者等の連絡先
- ・生徒との続柄
- ・課税先の市区町村
- ・保護者等の個人番号
- ・保護者等の統合宛名番号
- ・保護者等の業務利用番号
- ・保護者等の道府県民税及び市町村民税所得割額、市町村民税の課税標準額及び調整控除の額等
- ・就学支援金の受給資格、支給額、支給期間に関する情報

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
2. 高等学校等就学支援金連携ツール	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[その他の電子ファイル(表計算ファイル等)] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	三重県内の公立の高等学校等に在籍する生徒等の保護者等
その必要性	就学支援金に関する事務において、支給額の決定に当たり、申請者の保護者(親権者又は主たる生計維持者のほか、その他保護者と同一にみなすもの)について、所得等状況を確認する必要があるため(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年3月31日法律第18号)第3条第1項及び第3条第2項第3号)
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、その他識別情報(内部番号): 対象者を正確に特定するために保有 ・4情報: 対象者を正確に特定するために保有 ・地方税関係情報: 保護者等の所得情報を基に、就学支援金の支給を受ける資格を有することを判定するために保有 ・生活保護・社会福祉関係情報: 保護者等の生活保護関係情報を基に、就学支援金の支給を受ける資格を有することを判定するために保有 ・学校・教育関係情報: 対象者の在籍する学校情報を特定するために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	令和元年7月
⑥事務担当部署	三重県教育委員会事務局教育財務課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input checked="" type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (市区町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()								
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()								
③使用目的 ※	就学支援金の支給認定のため								
④使用の主体	使用部署	三重県教育委員会事務局教育財務課(委託先含む)							
	使用者数	[10人未満] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	・e-shienに登録されている保護者等の情報に個人番号を追加したうえで団体内統合宛名システムに宛名情報を登録する。 ・e-shienと団体内統合宛名システムとの間で地方税情報等の情報照会要求及び情報照会結果のデータを中継する。								
情報の突合	申請書等に記載された保護者等の氏名、性別等の情報と、提出されたマイナンバーカードの写し等を突合し、個人番号に誤りがないことを確認する。								
⑥使用開始日	令和1年7月1日								
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託									
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する [] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 委託する</td> <td>2) 委託しない</td> </tr> </table> (1) 件	<選択肢>		1) 委託する	2) 委託しない				
<選択肢>									
1) 委託する	2) 委託しない								
委託事項1	就学支援金事務の支援委託								
①委託内容	情報連携を行うため、申請者から提出された特定個人情報のデータ化を委託								
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
③委託先名	一般競争入札により決定予定(再委託は行わない予定)								
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない [] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 再委託する</td> <td>2) 再委託しない</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 再委託する	2) 再委託しない			
	<選択肢>								
	1) 再委託する	2) 再委託しない							
⑤再委託の許諾方法									
⑥再委託事項									
委託事項2～5									
委託事項6～10									
委託事項11～15									
委託事項16～20									

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<p><業務担当課における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・操作端末はデータ暗号化のうえ、ワイヤーロックにより盗難対策を行う。また、生体認証によるログイン制御を行う。 ・外部記憶媒体は指紋認証・パスワードロック機能付きとし、施錠されたキャビネットに保管する。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

- ・生徒氏名
- ・生徒氏名(ふりがな)
- ・生徒が在学する学校の名称
- ・保護者等の氏名
- ・保護者等の氏名(ふりがな)
- ・課税先の市区町村
- ・保護者等の個人番号
- ・保護者等の統合宛名番号
- ・保護者等の業務利用番号
- ・保護者等の道府県民税及び市町村民税所得割額、市町村民税の課税標準額及び調整控除の額等

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
1. 高等学校等就学支援金特定個人情報ファイル、2. 高等学校等就学支援金連携ツール	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><業務担当課における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 個人番号により情報照会を行う対象となる保護者等について、申請案内等で十分に周知の上、対象となる保護者等の個人番号が記載された申請書を提出させるようにし、対象者以外の情報を収集することのないように徹底する。 <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 情報提供ネットワークシステム以外から特定個人情報を取得することはない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> 特定個人情報の取扱いについて、担当者向け説明会や連絡会等で教育財務課が研修や説明を行う。また、注意喚起の通知を作成する。 学校において、教員向けの周知及び啓発を行う。 	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><e-shienにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> e-shienでは個人番号を保有せず、情報提供ネットワークシステムを通じて入手した保護者等の所得に関する情報のみを登録する。 <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法別表第1及び関係主務省令に定められた業務に従事する職員以外からの特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みに加え、事務毎にもアクセス制御を行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p><e-shienにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 事務を実施する職員以外がシステムを参照できないよう、職員毎にIDを付与する。 パスワードについては、最長有効期間を定め、定期的に変更を実施するようシステムで制御するとともに、文字種の混在や桁数についても条件を設定する。 <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 職員毎に個別のIDを発行し、共用利用を認めない。 IDによりシステム上で使用可能な機能を制御する。 退職、異動等により不要となったIDは無効化を行う。 <p><業務担当課における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 操作端末のログインには生体認証を必要とする。
その他の措置の内容	・システムの起動は必要時のみとする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><業務担当課における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。 端末機のディスプレイを来庁者から見えない位置に置く。 	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 定めている <input type="checkbox"/> 2) 定めていない
規定の内容	委託契約書中に個人情報の保護に関する法律等の遵守、特記事項、特約条項等を記載し、個人情報の漏えい防止等適切な管理のために必要な体制の確保に万全の措置を講ずることを規定する。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れて行っている <input type="checkbox"/> 2) 十分に行っている <input type="checkbox"/> 3) 十分に行っていない <input type="checkbox"/> 4) 再委託していない
具体的な方法	再委託を行わない形で委託契約を行う予定。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 2) 十分である <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>・委託事業者から教育財務課に特定個人情報ファイルが保存された電磁記録媒体で提出する際、電子ファイルに暗号化を行い、ジュラルミンケース等鍵付きの容器に格納した上で施錠して搬送する。その際、教育財務課と委託事業者間で授受票を取り交わし、受渡状況を確認する予定である。</p>		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[O] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 定めている <input type="checkbox"/> 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 2) 十分である <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [O] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><業務担当課における措置> ・番号法第19条第8号及び第9号の規定に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。また、理解度を高めるため、規定内容の周知を行い、業務以外に利用することを禁止する。</p> <p><e-shienにおける措置> ・e-shienでは個人番号を保有せず、情報提供ネットワークシステムを通じて入手した保護者等の所得に関する情報のみを、電子媒体を利用したファイル連携により登録する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 (※2) 番号法別表第2及び第19条第8号及び第9号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置> ・番号法の規定に基づき、各業務と団体内統合宛名番号の紐付けを行い、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。また、法規定に従い、業務以外に利用することを禁止する。 ・特定個人情報にアクセスできる職員は必要最小限とし、かつ団体内統合宛名システムにおいて業務上必要なデータのみアクセスできるよう制御する。また、操作ログを記録することで、不適切な利用を抑制する。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>
 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。
 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
 ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	
再発防止策の内容	
その他の措置の内容	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・職員に個人情報保護に関する研修を受講させる。 ・委託事業者に対しては、委託契約書中に個人情報の保護に関する法律等の遵守、特記事項、特約条項等を記載し、個人情報の漏えい防止等適切な管理のために必要な体制の確保に万全の措置を講ずることを規定することにより、業務開始に当たって個人情報の取扱いルールを順守することを確認させる予定である。
10. その他のリスク対策	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒514-0004 津市栄町1丁目954番地 情報公開・個人情報総合窓口(戦略企画部情報公開課) TEL 059-224-2073
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒514-8570 津市広明町13番地 三重県教育委員会事務局教育財務課 TEL 059-224-2940
②対応方法	問い合わせを受けた場合、必要に応じて記録を残し、関係法令等に照らし適切に対応する。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和5年3月8日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年2月18日	I-4 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 91の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第66条 番号法第9条第2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第1項 別表第一 3の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律第9条第1項 別表第一の91の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第66条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条	事後	
令和2年2月18日	I-5 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	【情報照会】 番号法第19条第7号 別表第二 113の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第58条各号 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第1項 別表第一 3の項 ※情報提供は実施しない。	【情報照会】 番号法第19条第7号 別表第二 113の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第58条各号	事後	
令和3年3月4日	I-1-② 事務の内容	・公立高校に通う生徒で、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が一定額未満のものに対し、授業料相当分を支給する。 ・保護者等の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を確認するために、情報提供ネットワークを通じて各種所得情報を照会し、受給資格の認定を行う。	・公立高校に通う生徒で、保護者等の所得制限基準等を満たすものに対し、授業料相当分を支給する。 ・保護者等の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額、市町村民税の課税標準額及び調整控除の額を確認するために、情報提供ネットワークを通じて各種所得情報を照会し、受給資格の認定を行う。	事後	
令和3年3月4日	II(1. 特定個人情報ファイル名-1. 就学支援金ファイル)-2-⑤ 保有開始日	平成31年7月(予定)	令和元年7月	事後	

令和3年3月4日	Ⅱ(1. 特定個人情報ファイル名-1. 就学支援金ファイル)-6-保管場所	<p><業務担当課における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部記憶媒体はデータ暗号化のうえ、施錠されたキャビネットに保管する。 	<p><業務担当課における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部記憶媒体は指紋認証・パスワードロック機能付きとし、施錠されたキャビネットに保管する。 	事後	
令和3年3月4日	Ⅱ(1. 特定個人情報ファイル名-1. 就学支援金ファイル)-別添1	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者等の道府県民税及び市町村民税所得割額 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者等の道府県民税及び市町村民税所得割額、市町村民税の課税標準額及び調整控除の額 	事後	
令和3年3月4日	Ⅱ(1. 特定個人情報ファイル名-2. 就学支援金連携ツール)-2-⑤ 保有開始日	平成31年7月(予定)	令和元年7月	事後	
令和3年3月4日	Ⅱ(1. 特定個人情報ファイル名-2. 就学支援金連携ツール)-6-保管場所	<p><業務担当課における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部記憶媒体はデータ暗号化のうえ、施錠されたキャビネットに保管する。 	<p><業務担当課における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部記憶媒体は指紋認証・パスワードロック機能付きとし、施錠されたキャビネットに保管する。 	事後	
令和3年3月4日	Ⅱ(1. 特定個人情報ファイル名-2. 就学支援金連携ツール)-別添1	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者等の道府県民税及び市町村民税所得割額 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者等の道府県民税及び市町村民税所得割額、市町村民税の課税標準額及び調整控除の額 	事後	

令和3年3月4日	Ⅲ-10 その他のリスク対策	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 	事後	
令和3年12月13日	I-4 個人番号の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律第9条第1項 別表第一の91の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第66条 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律第9条第1項 別表第一の122の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第66条 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 	事後	<p>重要な変更にあたらない(号ズレの修正)</p> <p>※「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)」の改正に伴う修正</p>
令和3年12月13日	I-5-② 法令上の根拠	<p>【情報照会】</p> <p>番号法第19条第7号 別表第二 113の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第58条各号</p>	<p>【情報照会】</p> <p>番号法第19条第8号 別表第二 113の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第58条各号</p>	事後	<p>重要な変更にあたらない(号ズレの修正)</p> <p>※「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)」の改正に伴う修正</p>
令和3年12月13日	Ⅲ-6-リスク1-リスクに対する措置の内容<業務担当課における措置>	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号及び第8号の規定に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。また、理解度を高めるため、規定内容の周知を行い、業務以外に利用することを禁止する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号及び第9号の規定に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。また、理解度を高めるため、規定内容の周知を行い、業務以外に利用することを禁止する。 	事後	<p>重要な変更にあたらない(号ズレの修正)</p> <p>※「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)」の改正に伴う修正</p>

<p>令和3年12月13日</p>	<p>Ⅲ-6-リスク1-リスクに対する措置の内容<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p>	<p>・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第7号及び第8号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p>	<p>・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第8号及び第9号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p>	<p>事後</p>	<p>重要な変更にあたらない(号ズレの修正) ※「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)」の改正に伴う修正</p>
<p>令和4年4月1日</p>	<p>I-1-② 事務の内容</p>	<p>・公立高校に通う生徒で、保護者等の所得制限基準等を満たすものに対し、授業料相当分を支給する。</p> <p>・保護者等の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額、市町村民税の課税標準額及び調整控除の額を確認するために、情報提供ネットワークを通じて各種所得情報を照会し、受給資格の認定を行う。</p>	<p>・公立高校に通う生徒で、保護者等の所得制限基準等を満たすものに対し、授業料相当分を支給する。</p> <p>・保護者等の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額、市町村民税の課税標準額及び調整控除の額等を確認するために、情報提供ネットワークを通じて各種所得情報等を照会し、受給資格の認定を行う。</p>	<p>事前</p>	

令和4年4月1日	I-2-② システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・就学支援金の支給に関する法律等に基づき、都道府県の教育委員会／知事部局が学校に在学する支給対象の生徒に就学支援金を支給する事務を実施するために必要となる機能を備える。 ・就学支援金の支給対象者である生徒の情報を管理する。 ・税額情報照会の対象者(保護者等)の情報を管理し、保護者等を一意に特定するID(個人番号ではなく、本システム固有のID)を発番し、情報照会対象者(保護者等)の一覧を出力する。 ・情報提供ネットワークシステムを利用して取得した保護者等の税額情報を取り込み、受給資格の審査を行う。 ・審査結果に基づき、受給資格を認定する通知書等を出力する。 <p>※三重県教育委員会がe-Shienに登録、参照する項目に個人番号は含まない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・就学支援金の支給に関する法律等に基づき、都道府県の教育委員会／知事部局が学校に在学する支給対象の生徒に就学支援金を支給する事務を実施するために必要となる機能を備える。 ・就学支援金の支給対象者である生徒の情報を管理する。 ・税額情報等照会の対象者(保護者等)の情報を管理し、保護者等を一意に特定するID(個人番号ではなく、本システム固有のID)を発番し、情報照会対象者(保護者等)の一覧を出力する。 ・情報提供ネットワークシステムを利用して取得した保護者等の税額情報等を取り込み、受給資格の審査を行う。 ・審査結果に基づき、受給資格を認定する通知書等を出力する。 <p>※三重県教育委員会がe-Shienに登録、参照する項目に個人番号は含まない。</p>	事前	
令和4年4月1日	II(1. 特定個人情報ファイル名-1. 就学支援金ファイル)-2-③ その必要性	<p>就学支援金に関する事務において、支給額の決定に当たり、申請者の保護者(親権者又は主たる生計維持者のほか、その他保護者と同一にみなすもの)について、所得状況を確認する必要があるため(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年3月31日法律第18号)第3条第1項及び第3条第2項第3号)</p>	<p>就学支援金に関する事務において、支給額の決定に当たり、申請者の保護者(親権者又は主たる生計維持者のほか、その他保護者と同一にみなすもの)について、所得等状況を確認する必要があるため(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年3月31日法律第18号)第3条第1項及び第3条第2項第3号)</p>	事前	
令和4年4月1日	II(1. 特定個人情報ファイル名-1. 就学支援金ファイル)-2-④ 主な記録項目	<ul style="list-style-type: none"> ・業務関係情報 []生活保護・社会福祉関係情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務関係情報 [○]生活保護・社会福祉関係情報 	事前	

令和4年4月1日	Ⅱ(1. 特定個人情報ファイル名-1. 就学支援金ファイル)-2-④ その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、その他識別情報(内部番号): 対象者を正確に特定するために保有 ・4情報: 対象者を正確に特定するために保有 ・連絡先: 生徒や保護者への連絡のために保有 ・地方税関係情報: 保護者等の所得情報を基に、就学支援金の支給を受ける資格を有することを判定するために保有 ・学校・教育関係情報: 対象者の在籍する学校情報を特定するために保有 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、その他識別情報(内部番号): 対象者を正確に特定するために保有 ・4情報: 対象者を正確に特定するために保有 ・連絡先: 生徒や保護者への連絡のために保有 ・地方税関係情報: 保護者等の所得情報を基に、就学支援金の支給を受ける資格を有することを判定するために保有 ・生活保護・社会福祉関係情報: 保護者等の生活保護関係情報を基に、就学支援金の支給を受ける資格を有することを判定するために保有 ・学校・教育関係情報: 対象者の在籍する学校情報を特定するために保有 	事前	
令和4年4月1日	Ⅱ(1. 特定個人情報ファイル名-1. 就学支援金ファイル)-3-⑤ 使用方法	<p>【就学支援金の支給認定に関する事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税関係情報から就学支援金の受給資格を審査する。 	<p>【就学支援金の支給認定に関する事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税関係情報等から就学支援金の受給資格を審査する。 	事前	
令和4年4月1日	Ⅱ(1. 特定個人情報ファイル名-1. 就学支援金ファイル)-3-⑤ 情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> ・受給者である申請者本人の申請内容と、保護者の地方税関係情報に基づき、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第5条の基準に照らし、就学支援金を支給する。なお、申請者に保護者がいない場合は、生徒本人の地方税関係情報に基づき判断する。 ・必要に応じて、保護者等の基本4情報を基に地方公共団体情報システム機構から個人番号を取得し、提出された個人番号に誤りがないことを確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・受給者である申請者本人の申請内容と、保護者の地方税関係情報等に基づき、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第5条の基準に照らし、就学支援金を支給する。なお、申請者に保護者がいない場合は、生徒本人の地方税関係情報等に基づき判断する。 ・必要に応じて、保護者等の基本4情報を基に地方公共団体情報システム機構から個人番号を取得し、提出された個人番号に誤りがないことを確認する。 	事前	
令和4年4月1日	Ⅱ(1. 特定個人情報ファイル名-1. 就学支援金ファイル)-別添1	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者等の道府県民税及び市町村民税所得割額、市町村民税の課税標準額及び調整控除の額 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者等の道府県民税及び市町村民税所得割額、市町村民税の課税標準額及び調整控除の額等 	事前	

令和4年4月1日	Ⅱ(1. 特定個人情報ファイル名-2. 就学支援金連携ツール)-2-③ その必要性	就学支援金に関する事務において、支給額の決定に当たり、申請者の保護者(親権者又は主たる生計維持者のほか、その他保護者と同一にみなすもの)について、所得状況を確認する必要があるため(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年3月31日法律第18号)第3条第1項及び第3条第2項第3号)	就学支援金に関する事務において、支給額の決定に当たり、申請者の保護者(親権者又は主たる生計維持者のほか、その他保護者と同一にみなすもの)について、所得等状況を確認する必要があるため(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年3月31日法律第18号)第3条第1項及び第3条第2項第3号)	事前	
令和4年4月1日	Ⅱ(1. 特定個人情報ファイル名-2. 就学支援金連携ツール)-2-④ 主な記録項目	・業務関係情報 []生活保護・社会福祉関係情報	・業務関係情報 [○]生活保護・社会福祉関係情報	事前	
令和4年4月1日	Ⅱ(1. 特定個人情報ファイル名-2. 就学支援金連携ツール)-2-④ その妥当性	・個人番号、その他識別情報(内部番号):対象者を正確に特定するために保有 ・4情報:対象者を正確に特定するために保有 ・地方税関係情報:保護者等の所得情報を基に、就学支援金の支給を受ける資格を有することを判定するために保有 ・学校・教育関係情報:対象者の在籍する学校情報を特定するために保有	・個人番号、その他識別情報(内部番号):対象者を正確に特定するために保有 ・4情報:対象者を正確に特定するために保有 ・地方税関係情報:保護者等の所得情報を基に、就学支援金の支給を受ける資格を有することを判定するために保有 ・生活保護・社会福祉関係情報:保護者等の生活保護関係情報を基に、就学支援金の支給を受ける資格を有することを判定するために保有 ・学校・教育関係情報:対象者の在籍する学校情報を特定するために保有	事前	
令和4年4月1日	Ⅱ(1. 特定個人情報ファイル名-2. 就学支援金連携ツール)-3-⑤ 使用方法	・e-shienに登録されている保護者等の情報に個人番号を追加したうえで団体内統合宛名システムに宛名情報を登録する。 ・e-shienと団体内統合宛名システムとの間で地方税情報の情報照会要求及び情報照会結果のデータを中継する。	・e-shienに登録されている保護者等の情報に個人番号を追加したうえで団体内統合宛名システムに宛名情報を登録する。 ・e-shienと団体内統合宛名システムとの間で地方税情報等の情報照会要求及び情報照会結果のデータを中継する。	事前	

令和4年4月1日	Ⅱ(1. 特定個人情報ファイル名-2. 就学支援金連携ツール)-3-⑤ 情報の突合	申請書等に記載された保護者等の氏名、性別等の情報と、提出されたマイナンバーカードの写しを突合し、個人番号に誤りがないことを確認する。	申請書等に記載された保護者等の氏名、性別等の情報と、提出されたマイナンバーカードの写し等を突合し、個人番号に誤りがないことを確認する。	事前	
令和4年4月1日	Ⅱ(1. 特定個人情報ファイル名-2. 就学支援金連携ツール)-別添1	・保護者等の道府県民税及び市町村民税所得割額、市町村民税の課税標準額及び調整控除の額	・保護者等の道府県民税及び市町村民税所得割額、市町村民税の課税標準額及び調整控除の額等	事前	
令和5年3月8日	I-4 個人番号の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律第9条第1項 別表第一の122の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第66条 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律第9条第2項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第一の122の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第66条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 	事後	
令和5年3月8日	V評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成31年1月29日	令和5年3月8日	事後	重要な変更にあたらない(時点修正) ※再評価
令和6年3月7日	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム		三重県高等学校等就学支援金番号制度連携システム	事後	

令和6年3月7日	I-3 特定個人情報ファイル名	1 就学支援金ファイル、2 就学支援金連携ツール	1 高等学校等就学支援金特定個人情報ファイル、2 高等学校等就学支援金連携ツール	事後	
令和6年3月7日	Ⅲ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託契約書中に三重県個人情報保護条例等の遵守、特記事項、特約条項等を記載し、個人情報の漏えい防止等適切な管理のために必要な体制の確保に万全の措置を講ずることを規定する。	委託契約書中に個人情報の保護に関する法律等の遵守、特記事項、特約条項等を記載し、個人情報の漏えい防止等適切な管理のために必要な体制の確保に万全の措置を講ずることを規定する。	事後	
令和6年3月7日	Ⅲ-9 従業員に対する教育・啓発	・委託事業者に対しては、委託契約書中に三重県個人情報保護条例等の遵守、特記事項、特約条項等を記載し、個人情報の漏えい防止等適切な管理のために必要な体制の確保に万全の措置を講ずることを規定することにより、業務開始に当たって個人情報の取扱いルールを順守することを確認させる予定である。	・委託事業者に対しては、委託契約書中に個人情報の保護に関する法律等の遵守、特記事項、特約条項等を記載し、個人情報の漏えい防止等適切な管理のために必要な体制の確保に万全の措置を講ずることを規定することにより、業務開始に当たって個人情報の取扱いルールを順守することを確認させる予定である。	事後	